

自家用車業務使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、業務の円滑な遂行のため、特例的に職員が所有する自動車又は原動機付自転車（以下「自家用車」という。）を業務に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(自家用車の使用申請)

第2条 自家用車を業務のため使用しようとするときは、あらかじめ自家用車業務登録申請書（様式第1号）により、千曲市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に登録の申請をしなければならない。申請後登録事項に変更があったときもまた同様とする。

2 職員は前項の規定により届け出た自家用車を業務に使用するとき、予め自家用車業務使用承認願（様式第2号）により、会長の承認を受けなければならない。

第3条 会長は、前条の申請内容が、次に掲げる場合に限り、自家用車業務使用の承認書を交付する。

- (1) 災害その他緊急を要する場合
- (2) 巡回業務又は用務先が多い場合
- (3) 通常利用できる交通機関の運行密度が低い場合
- (4) その他会長が特に必要と認めた場合

2 会長は、前項の規定にかかわらず次のいずれかに該当しない場合は承認しないものとする。

- (1) 職員が心身健康で、運転免許を取得してから3年を経過し、運転技術が未熟でないこと。
- (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める定期点検整備及び検査を受けていること。
- (3) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自動車損害賠償責任保険」という。）の契約を締結していること。
- (4) 運転によって他人の生命又は身体を害したときの損害賠償について無制限（二輪車については1000万円以上）及び搭乗者保険1000万円以上の任意保険又は任意共済（以下「任意保険」という。）の契約を締結していること。
- (5) 運転によって他人の財産に損害を与えたとき損害賠償について500万円以上（原動機付自転車は100万円以上）の任意保険の契約を締結していること。
- (6) 職員が交通法規に違反して罰金刑を受けてから1年を経過していないこと。

(7) 1日の走行距離が200キロメートル又は1日の運転時間が3時間を超える場合。

(職員の心得)

第4条 職員は、常に法令を守り、安全運転に留意するとともに、自家用車の整備保全に努め、事故防止に万全を期さなければならない。

2 職員は、前条の規定による許可を得た場合のほかは、業務遂行のために自家用車を使用してはならない。

(旅費)

第5条 自家用車を業務に使用したときは、当該自家用車の運転者に対し、車賃を支給するものとし、借上料、燃料費等は一切支給しない。

(損害賠償責任等)

第6条 業務使用者が交通事故を起こした場合における損害賠償等については、次によるものとする。

(1) 第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する損害賠償は、公用車の取扱いの例による。この場合において、当該自家用車にかかる自動車損害賠償保険法による責任(責任共済を含む。)及び任意保険の保険金の請求権を代位取得するものとする。

(2) 業務使用者がき損した場合、その修繕に要する経費相当額は社会福祉協議会が負担する。

2 業務使用者が交通事故以外で第三者の責による損害を受け当該損害の賠償を受けることができないことを立証した場合においては、前項第2号の規定の例によるものとする。

3 前2項の場合において、当該職員に故意又は重大な過失があるときは、社会福祉協議会は当該職員に対して求償することがある。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。